

平成22年6月17日
独立行政法人理化学研究所
契約担当役
契約業務部長 松本 寿正



公 告

横浜研究所中央監視システム更新工事(第2期)について、次のとおり一般競争入札を行います。

1. 工事内容

- (1) 工事名 横浜研究所中央監視システム更新工事(第2期)
- (2) 工事場所 神奈川県横浜市鶴見区末広町1-2-22
- (3) 工事概要 本工事は、横浜研究所の機械・電気設備監視用中央監視システム更新、システム制御盤改造及び防災インターフェース盤更新改造の各工事である。
 - ・守衛室…中央監視システム更新工事
 - ・中央研究棟、中央NMR棟、中央設備棟、交流棟、東研究棟…システム制御盤改造工事及び防災インターフェース盤更新改造工事
- (4) 工期 平成22年7月26日から平成23年3月31日

2. 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 独立行政法人理化学研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 独立行政法人理化学研究所又は文部科学省において平成21・22年度における「管」、「電気」又は、「電気通信」のいずれかの競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、独立行政法人理化学研究所が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。)
競争参加資格の認定が「管」、「電気」又は「電気通信」のいずれかA又はB等級であること。
- (3) 平成12年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、次の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)
 - ① 監視ポイントが700点以上の中央監視システムの執務並行更新工事
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)上の「管工事業」、「電気工事業」又は「電気通信工事業」のいずれかにつき、許可を有して営業年数が3年以上であること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。
 - ① 1級管工事施工管理技士、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上のいずれかの資格を有するものであること。
 - ② 平成12年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記2.(3)の同種の工事を施工した経験を有する者であること。
 - ③ 配置予定技術者が監理技術者である場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準じる者であること。この場合には、同資格証及び同修了証の写しを提出すること。
 - ④ ③のこれに準じる者とは、次の者をいう。
 - イ) 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
 - ロ) 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有す

る者。

- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から入札の時までの期間に、関東地区において独立行政法人理化学研究所の工事請負契約に係る指名停止等を受けていないこと。

3. 申請手続等

当所は、競争参加希望の者に対し、競争参加資格を確認するため、競争参加希望者から申請書及び資料の提出を求める。

(1) 申請関係配布資料の交付期間、場所

交付期間 平成22年6月17日（木）から平成22年7月1日（木）

理研ホームページ「調達情報」を参照のこと。<http://choutatsu.riken.jp/r-world/info/procurement/>

(2) 申請書及び資料の提出期限、場所及び方法

提出書類 申請書（競争参加資格確認申請書）、及び資料（技術確認資料）

提出期限 平成22年7月1日（木）17時00分まで

場 所 埼玉県和光市広沢2番1号

独立行政法人理化学研究所契約業務部契約第2課 電話 048-462-1392 上山

方 法 持参

(3) 確認通知

申請書及び資料の提出者に対し、競争参加資格を確認し、文書により通知する。競争参加資格が確認されなかった者に対してもその旨を同様に通知する。

通知日 平成22年7月6日（火）予定

4. 落札者の決定方法

(1) 入札日時及び場所

日 時 平成22年7月23日（金）14時00分

場 所 独立行政法人理化学研究所 研究本館 3F 会議室（335/337）

(2) 落札者の決定方法

当研究所が定める予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする（落札者がいないときは、必要に応じて再度入札を繰り返し行うことがある）。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者によりくじで落札者を決定する。また、入札参加資格のない者の行った入札及び入札条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 落札者の周知方法

落札者の決定と同時に、入札会場で入札者全員に口頭で周知する。

(4) 詳細は入札説明書による。

以 上